

◎新潟県告示第830号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を、次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において、縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟県土地利用基本計画図の変更

(1) 都市地域に次の区域を追加する。

区域	面積（ヘクタール）
胎内市の一部	1,022